

千葉県一般競争入札公告 建不第104号の112

葛南合同庁舎建築工事他基本・実施設計の一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

この入札は、ちば電子調達システムに係る電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

令和8年7月21日

千葉県知事 熊谷 俊人

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 葛南合同庁舎建築工事他基本・実施設計
- (2) 業務委託箇所 船橋市高瀬町
- (3) 履行期限 令和10年9月15日まで
- (4) 業務委託の概要（目的等）

1 下記建築工事に係る基本・実施設計業務一式

【事務所棟】鉄筋コンクリート造 7階建て 延べ面積 約7,500 m²

2 下記建築物及び外構の解体工事に係る実施設計一式

○ 千葉県消費者センター

【本 館】鉄筋コンクリート造 3階建て 延べ面積 2,999.40 m²

【別 棟】鉄筋コンクリート造 平家建て 延べ面積 18.00 m²

○ 葛南土木事務所 高瀬分庁舎

【本 棟】鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ面積 760.64 m²

【車庫倉庫棟】鉄骨造 2階建て 延べ面積 211.20 m²

- (5) 予定価格 落札決定後公表とする。

(6) 入札方式

本業務委託は、一般競争入札参加資格確認申請書の提出時に、技術力等の価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の対象となる業務委託である。

(7) その他

ア 本業務委託は、「債務負担行為」による業務委託であるが、契約初年度の支払い限度額が設定されていない業務委託である。このため、契約初年度は、前払い金等の支払い請求ができないことに留意すること。

イ 本業務委託は、資料の配布、申請書及び資料の提出、入札を電子入札システムで行う業務委託である。

ウ 電子契約サービスを選択することができる。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本業務委託の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿の建築関係建設コンサルタント業務に登録されている者のうち、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本業務委託の一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日から本業務委託の開札の時までの間、受けていない者。
- (2) 過去15年間に、企業が元請けとして1棟の延べ面積が3,700㎡以上の建築物の新築又は増築に係る基本設計又は実施設計業務の履行実績のある者。(設計対象部分の床面積が3,700㎡以上の業務に限る。)
- (3) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者。
- (4) 建築士法第5条の規定による一級建築士の登録を受けている管理技術者を配置できる者。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務委託の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (6) 入札に参加しようとするものの間に次の各号に該当しない者。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社又は子会社的一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(イ)については、会社的一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

ア 総合評価の型式を標準型とする。

イ 価格評価、技術評価の配分点は、以下のとおりとする。

型式名	(A) 価格評価 配分点	(B) 技術評価 配分点	技術評価点の配点			
			客観項目 点	実施方針 点	技術提案 点	(C) 配点 合計
標準型	50点	100点	50点	25点	25点	100点

ウ 評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

エ 価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点 ＝ (A) 価格評価配分点 × (1－入札価格／予定価格 (税抜き))

なお、入札価格が、調査基準価格を下回る場合は、入札価格を調査基準価格と読み替えて価格評価点を算出する。

オ 技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 ＝ (B) 技術評価配分点 × 得点合計／(C) 配点合計

(2) 価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準

【企業の評価】

(ア) 企業の資格・実績

評価項目	細目別 配点	対象区分	配点
1 過去10年間の同種又は類似業務の実績	0点 ～ 4点	同種業務の実績 (5件)	4点
		同種業務の実績 (1～4件) 又は類似業務の実績 (5件)	2点
		その他の実績 又は 実績なし	0点
2 千葉県所掌の業務委託における過去2か年度間の業務成績の平均点	0点 ～ 5点	78点以上	5点
		76点以上78点未満	3点
		74点以上76点未満	1点
		65点以上74点未満 又は 成績なし	0点

(イ) 地域精通度

評価項目	細目別 配点	対象区分	配点
1 営業拠点 (本店等) の県内における所在地の有無	0点 ～ 4点	千葉県内に本店あり	4点
		千葉県内に支店又は営業所あり	2点
		千葉県内に支店又は営業所なし	0点

(ウ) 信頼性

評 価 項 目	細目別 配点	対 象 区 分	配点
1 千葉県所掌業務における過去の不誠実な行為	－ 2 点 ～ 0 点	過去 2 年間に指名停止あり	－ 2 点
		過去 1 年間に文書注意あり	－ 1 点
		なし	0 点

【配置予定技術者の評価】

(エ) 管理技術者

評 価 項 目	細目別 配点	対 象 区 分	配点
1 過去 10 年間の同種又は類似業務の実績（管理技術者としての実績）	0 点 ～ 6 点	同種業務の実績あり	6 点
		類似業務の実績あり	3 点
		その他の実績 又は 実績なし	0 点
2 継続教育（CPD）の取組状況 ・ 建築 CPD 運営会議の推奨単位の取得状況进行评估	0 点 ～ 1.5 点	あり	1.5 点
		なし	0 点
3 千葉県所掌の業務委託における過去 2 か年度間の業務成績の平均点 （管理技術者としての実績）	0 点 ～ 7.5 点	78 点以上	7.5 点
		76 点以上 78 点未満	5 点
		74 点以上 76 点未満	2.5 点
		65 点以上 74 点未満 又は 成績なし	0 点
4 配置予定技術者の過去 4 年間の同地域（葛南土木事務所管内）での業務実績	0 点 ～ 2 点	国・県等の実績あり	2 点
		その他業務の実績又は実績なし	0 点

(オ) 主任担当技術者（総合）

評 価 項 目	細目別 配点	対 象 区 分	配点
1 技術者資格（一級建築士等）	0 点 ～ 1 点	一級建築士	1 点
		上記以外	0 点
2 過去 10 年間の同種又は類似 業務の実績 (管理技術者又は主任担当技術者 としての実績)	0 点 ～ 2.5 点	同種業務の実績あり	2.5 点
		類似業務の実績あり	1.5 点
		その他の実績 又は 実績なし	0 点
3 継続教育（CPD）の取組状況 ・ 建築 CPD 運営会議の推奨単 位の取得状況の評価	0 点 ～ 1.5 点	あり	1.5 点
		なし	0 点

(カ) 主任担当技術者（構造）

評 価 項 目	細目別 配点	対 象 区 分	配点
1 技術者資格（一級建築士等）	0 点 ～ 2 点	構造設計一級建築士	2 点
		一級建築士	1 点
		上記以外	0 点
2 過去 10 年間の同種又は類似 業務の実績 (管理技術者又は主任担当技術者 としての実績)	0 点 ～ 1.5 点	同種業務の実績あり	1.5 点
		類似業務の実績あり	1 点
		その他の実績 又は 実績なし	0 点
3 継続教育（CPD）の取組状況 ・ 建築 CPD 運営会議の推奨単 位の取得状況の評価	0 点 ～ 1.5 点	あり	1.5 点
		なし	0 点

(キ) 主任担当技術者（電気）

評 価 項 目	細目別 配点	対 象 区 分	配点
1 技術者資格（一級建築士等）	0 点 ～ 2 点	設備設計一級建築士 又は 技術士	2 点
		一級建築士 又は 建築設備士	1 点
		上記以外	0 点
2 過去 10 年間の同種又は類似 業務の実績 (管理技術者又は主任担当技術者 としての実績)	0 点 ～ 1.5 点	同種業務の実績あり	1.5 点
		類似業務の実績あり	1 点
		その他の実績 又は 実績なし	0 点
3 継続教育（CPD）の取組状況 ・ 建築 CPD 運営会議又は（公社） 日本技術士会の推奨単位の 取得状況を評価	0 点 ～ 1.5 点	あり	1.5 点
		なし	0 点

(ク) 主任担当技術者（機械）

評 価 項 目	細目別 配点	対 象 区 分	配点
1 技術者資格（一級建築士等）	0 点 ～ 2 点	設備設計一級建築士 又は 技術士	2 点
		一級建築士 又は 建築設備士	1 点
		上記以外	0 点
2 過去 10 年間の同種又は類似 業務の実績 (管理技術者又は主任担当技術者 としての実績)	0 点 ～ 1.5 点	同種業務の実績あり	1.5 点
		類似業務の実績あり	1 点
		その他の実績 又は 実績なし	0 点
3 継続教育（CPD）の取組状況 ・ 建築 CPD 運営会議又は（公社） 日本技術士会の推奨単位の 取得状況を評価	0 点 ～ 1.5 点	あり	1.5 点
		なし	0 点

【実施方針（標準型）】

	細目別配点	評価項目		対 象 区 分	配点
実施方針	0 点 ～ 2 5 点	業務の理解度及び 取組意欲	優	適切で優れる	1 0 点
			良	適切で良好	6 点
			可	適切で可	2 点
			－	提出なし、不適格	0 点
		業務の実施方針	優	適切で優れる	1 5 点
			良	適切で良好	9 点
			可	適切で可	3 点
			－	提出なし、不適格	0 点

【技術提案】

本業務で技術提案を求めるテーマ

- ・来庁者又は職員にとって使いやすい庁舎とするために設計上配慮すべき事項
- ・ライフサイクルコストの低減を図るために設計上配慮すべき事項

	細目別配点	評価項目		対 象 区 分	配点
技術提案	0 点 ～ 2 5 点	的確性、独創性、実現性を考慮して総合的に評価	優	適切で優れる	2 5 点
			良	適切で良好	1 6 点
			可	適切で可	8 点
			－	提出なし、不適格	0 点

（３）価格以外の評価項目における企業及び配置予定技術者の「過去１０年間の同種又は類似業務の実績」に該当する業務

同種業務：１棟の延べ面積が３，７００ ㎡以上の庁舎（国、県、市等がその事務処理に使用するための施設で過半が事務部門であるものをいい、消防署、警察署を含む）の新築又は増築（増築部分が３，７００ ㎡以上のものに限り）に係る基本設計又は実施設計業務。

類似業務：１棟の延べ面積が３，７００ ㎡以上の事務所（施設の過半が事務部門であるものをいう。）又は１棟の延べ面積が３，７００ ㎡以上の公共建築物（国、県、市等の発注のものに限る）の新築又は増築（増築部分が３，７００ ㎡以上のものに限り）に係る基本設計又は実施設計業務。

（注）市等 とは 市町村（政令指定都市を除く）、特別区又は千葉県内の以下 a ～ c のいずれかの団体。

- 地方自治法に基づく一部事務組合で建設工事を発注している組合
- 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社で建設工事を発注している公社
- 市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を拠出し、かつ、市町村の建設工事の実施を寄附行為又は定款の目的又は事業の１つとしている公益法人（平成 20 年 12 月 1 日以降設立された公益財団法人又は同年 11 月 30 日まで

財団法人（「特例民法法人」）であったもの）

（４）価格以外の評価項目における配置予定技術者の「技術者資格（一級建築士等）」に該当する資格

（キ）主任担当技術者（電気）における技術者資格（一級建築士等）の評価対象となる技術士の部門及び科目は、建設業許可業種（電気又は電気通信）の監理技術者となり得る国家資格に準ずる。

（ク）主任担当技術者（機械）における技術者資格（一級建築士等）の評価対象となる技術士の部門及び科目は、建設業許可業種（管）の監理技術者となり得る国家資格に準ずる。

（５）各項目の評価対象期間

ア 過去１０年間の同種又は類似業務の実績

入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去１０か年度間及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間（平成２８年４月１日～令和８年７月２０日）に完成した業務を評価する。

イ 千葉県所掌の業務委託における過去２か年度間の業務成績の平均点

入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去２か年度間（令和６年４月１日～令和８年３月３１日）に完成した業務成績を評価する。

ウ 配置予定技術者の過去４年間の同地域での業務実績

入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去４か年度間及び当該年度の入札公告日の前日までを加えた期間（令和４年４月１日～令和８年７月２０日）に、千葉県内の同地域で完了した業務実績を評価する。

エ 千葉県所掌業務における過去の不誠実な行為

千葉県所掌業務における過去の不誠実な行為について、不誠実な行為による「過去２年間指名停止あり」については指名停止期間（令和６年７月２２日～令和８年７月２１日）にかかるものを減点の対象とする。

不誠実な行為による「過去１年間に文書注意あり」については文書注意日（令和７年７月２２日～令和８年７月２１日）にかかるものを減点の対象とする。

（６）管理技術者を複数提出している場合は、（エ）管理技術者に係る評価項目１～４の評価点の合計値が最も低い技術者で評価するものとする。主任担当技術者（各分野）を複数提出している場合は、（オ）～（ク）主任担当技術者（各分野）に係る評価項目１～３の評価点の合計値が最も低い技術者で評価するものとする。

（７）「千葉県所掌業務」とは、県土整備部、農林水産部、総務部、防災危機管理部、環境生活部、警察本部、教育庁、企業局（旧企業土地管理局等・旧水道局）、病院局所掌の業務とする。

（８）評価内容の担保

実施方針・技術提案（以下、実施方針等）の内容について、業務計画書に明記すること。（発注者が実施方針等の実施を認めない旨、打合せ記録簿で指示をした内容は除く。）技術資料の内容が受注者の責により、「実施方針等」及び「配置予定技術者の評価」のうち「配置予定技術者の本人確認」、「取得資格の確認」が履行（満足）できない場合は、業務委託成績評定点を３点減ずる。（ただし、配置技術者の変更に

際して、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない事情で変更を認める場合は、不履行とみなさない。)

「実施方針等」については、受注者の提案した全ての内容（ただし発注者の要求基準や設計条件を満たさないものを除く）が履行義務の対象となる。「実施方針等」以外については、加点された記載内容のみが履行義務の対象となる。

履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置や損害賠償の請求等を行う。

(9) 上記に定めのない事項については、「千葉県総合評価方式（試行）ガイドライン（建設工事に係る業務委託）（令和6年4月）」に基づき行うものとする。

4 入札執行

資格確認の結果として資格を有すると認められた者が一人の場合においても入札を執行することとし、また、入札執行の結果として有効な入札者が一人の場合においても落札決定を行うこととする。ただし、低入札価格調査の結果により有効な入札がなくなった場合は入札を取り止めることとする。

第1回目の入札が予定価格の制限の範囲内でない場合は、再度入札を行うこととし、この場合、電子入札システムにより通知する。なお、再度入札の回数は2回とする。

(1) 入札書受付期間（第1回目）

令和8年9月10日（木）午前9時から令和8年9月11日（金）午後5時までに電子入札システムにより提出すること。

(2) 開札日時（第1回目）

令和8年9月14日（月）午後2時に電子入札システムにより行う。

5 入札参加資格の確認等

本業務委託の入札参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）の提出期間中に電子入札システム（ただし、電子入札システムによりがたいものは、5（2）による方法）により、資格確認資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出期限以降における資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。

(1) 電子入札システムによる資格確認資料の提出期間等

ア 期 間 令和8年7月22日（水）午前9時から令和8年8月6日（木）午後5時まで

イ 資格確認資料を提出する場合は以下に留意すること。

資格確認資料は、1つのファイルにまとめ、契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付け、ファイル容量の合計は10.0MB以内に収めること。ただし、圧縮することにより10.0MB以内に収まる場合は、Zip形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。

また、資料は極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で収まらない場合は、5（2）により郵送又は託送により提出すること。

(2) 郵送又は託送による資格確認資料の提出期間等

電子入札システムによる提出が行えない場合は、提出期間中に電子入札システムよ

リシステム添付書のみを提出後、電子入札システムから出力した一般競争入札参加確認申請書受信確認通知書を併せて資格確認資料のすべて（技術資料を含む。）を、郵送又は託送するものとし、持参又は電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。

ア 期 間 令和8年7月22日（水）から令和8年8月6日（木）まで

イ 時 間 午前9時から午後5時まで【必着】

ウ 提出先 千葉県県土整備部建設・不動産課 入札契約室

住所 千葉県千葉市中央区市場町1-1

電話 043（223）4309

エ 提出方法 郵送又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）

オ 提出部数 1部

（3）入札参加資格の確認結果通知

令和8年9月3日（木）に電子入札システムにより通知する。

6 技術資料の提出

本業務委託の入札参加を希望する者は、別に配布する技術資料を、電子入札システム（ただし、電子入札システムによりがたいものは、5（2）と同じ）により提出しなければならない。

なお、提出期限以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

（1）電子入札システムによる技術資料の提出期間等

ア 期 間 令和8年7月22日（水）午前9時から令和8年8月6日（木）
午後5時まで

イ 資料を提出する場合は以下に留意すること。

技術資料は、1つのファイルにまとめ、ファイルの容量の合計は資格確認資料と合わせて10.0MB以内に収めること。ただし、圧縮することにより10.0MB以内に収まる場合は、Zip形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。

また、資料は極力ファイルに収めるものとするが、資格確認資料と合わせて指定のファイル容量で収まらない場合は、資格確認資料を含めたすべての資料を、郵送又は託送により提出すること。

（2）郵送又は託送による技術資料の提出期間等

5（2）と同じ。

（3）技術資料の様式

県庁県土整備部建設・不動産課ホームページより最新の様式をダウンロードして用いる。

7 契約条項等を示す場所

本業務委託に係る契約書案、電子入札約款、設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の縦覧及び無償配布を次のとおり行う。

（1）縦覧期間

令和8年7月21日（火）から令和8年9月9日（水）まで

(千葉県の日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

(2) 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

(3) 縦覧場所

千葉県県土整備部営繕課

住所 千葉市中央区市場町1-1 県庁中庁舎5階

電話 043(223)3451

(4) 縦覧の申込み

設計図書等の縦覧を希望する者は、電話等で申し込むこと。

希望日時を考慮して、縦覧日時を指定する。

(5) 設計図書等の配布

ちば電子調達システムに係る入札情報サービスシステムにより、配布するものとする。

配布期間 令和8年7月21日(火)から令和8年9月9日(水)まで

(6) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子メールにより提出すること。

ア 提出方法 電子ファイルを以下の送付先まで電子メールにより提出すること。また、提出に当たっては、件名を「質問:葛南合同庁舎建築工事他基本・実施設計(会社名)」とすること。なお、以下のファイル形式とし、提出の際は必ずウイルス対策を実施した上で提出すること。

・電子メール送付先: eizen7@mz.pref.chiba.lg.jp

・ファイル形式: Microsoft Word 又は Microsoft Excel

イ 提出期限 令和8年8月7日(金)午後5時まで

ウ 提出先 千葉県県土整備部営繕課

住所 千葉市中央区市場町1-1 県庁中庁舎5階

電話 043(223)3451

エ 回答方法 令和8年8月25日(火)午後5時までに入札情報サービスに掲載し回答する。

8 入札保証金 免除

9 入札書の金額

落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

10 調査基準価格

- (1) 本案件は、低入札価格調査制度が適用される入札である。よって、調査基準価格を設定する。
- (2) 当該調査基準価格の設定については、建設工事等に係る委託業務の低入札価格調査試行実施要領（平成21年3月6日制定）第4条の規定を適用する。

11 落札者の決定方法

次の各要件に該当する者のうち、総合評価の方法によって得られた評価値の最も高いもの（以下「最高評価値者」という。）を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- (1) 入札価格が、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内であること。

12 低入札価格調査

- (1) 最高評価値者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査実施のうえ、後日決定する。入札者にはその決定の通知をする。
- (2) 最高評価値者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならない場合がある。
- (3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、「落札者に必要な条件を満たし、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち評価値の最も高い者」に比して評価値が同等以上である者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも事情聴取を実施する場合があります、事情聴取に協力しない者のした入札は無効とする。
- (4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して3日目の低入札価格調査の実施者が指定する時刻（この期間に県の休日が含まれる場合にあっては、その休日の日数は、この期間に算入しない。）までに、低入札価格調査の実施者から指示された当該書類を作成し提出しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも提出しなければならず、規定の期日までに提出しない者のした入札は無効とする。
- (5) 調査の結果、「失格判定基準」に該当する場合は、当該低価格入札者のした入札を失格とする。

13 入札の無効

- (1) 本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに電子入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

14 配置予定技術者等

- (1) 本案件の業務委託に、複数の配置予定技術者を申請する場合は、申請する全ての者について2(4)の基準を満たしていること。
- (2) 落札者決定後、技術者等を適正に配置しない場合は、契約を結ばないことがある。
また、一般競争入札参加資格確認申請書に記載した予定技術者は病気、死亡、退職等極めて特別な場合であり、同等以上の技術者を配置し、発注者が業務の履行に支障がないと判断した場合のほかは、配置技術者の変更は認められない。

15 苦情等の申立て

- (1) 本業務委託の入札に参加申請をしたうえで資格がないとされた者は、その理由について、入札参加資格確認結果通知日から起算して7日以内（県の休日を除く。）（令和8年9月11日（金）まで）に、書面により県土整備部建設・不動産課長に説明を求めることができる。理由は説明を求められた日から3日以内（県の休日を除く。）に書面で回答する。
- (2) 総合評価方式による入札において落札者にならなかった者は、その理由について、総合評価方式の評価調書を公表した日から起算して7日以内（県の休日を除く。）に、書面により県土整備部営繕課長に説明を求めることができる。理由は説明を求められた日から5日以内（県の休日を除く。）に書面で回答する。

16 その他

- (1) 資格確認資料及び技術資料の作成説明会は、実施しない。
- (2) 現場説明会は、実施しない。
- (3) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (4) 提出された資格確認資料及び技術資料は、公表し、また無断で使用することはしない。
- (5) 履行期限は、事情により変更することがある。
- (6) 入札参加者は、電子入札約款及び契約書案を熟読し、遵守すること。
- (7) 低入札価格調査を受けた者との契約においては、その者の負担において、第三者による照査等（低入札価格調査を受けた者と同種の業務を営むものであって、当該業務について当該低入札価格調査を受けた者と同等の能力を有すると認められる第三者が、当該低入札価格調査を受けた者により契約の内容に適合した履行がされることを確保するために、当該契約の履行の状況について照査等（照査、精度、地質想定、定数等の設定の妥当性の確認又は立会いをいう。）を行うことをいう。）を実施することとする。
- (8) 電子入札システムの操作上のマニュアルとしては、ちば電子調達システムホームページで公開している「システム操作マニュアル」を参考とすること。
システム操作マニュアル <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/webportalPublic/LPS1P30R.html>
- (9) 電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

ア システム操作等の問い合わせ先

ちば電子調達システムサポートデスク 電話 043-441-5551

イ ICカードの不具合等発生時の問合せ先

取得しているICカードの認証機関

- (10) 一般競争入札に関する事項及び資料の様式等に関することについては、千葉県ホームページで公開している「一般競争入札のしおり」を参考とすること。

一般競争入札のしおり

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/ippankyousou.html>

17 問い合わせ先

千葉県県土整備部営繕課

電話 043 (223) 3451